

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

表示複合形避難口誘導灯等の取扱いについて(通知)

誘導灯については、その品質の確保を図るために、日本照明器具工業会に設置されている誘導灯認定委員会において、認定が行われているところである。

最近、誘導灯と標識灯を一体化すること又は誘導灯と標識灯を並列設置することにより設置上の意匠の向上等を図ったものが出現してきている。従来、消防法施行規則(以下「規則」という。)第 28 条の 3 第 1 項第 5 号の規定との関連で、この種の誘導灯の取扱いが明確でなかったところであるが、今般、誘導灯と標識灯を一体化した「表示複合形避難口誘導灯」について、別添 1 に示す「表示複合形避難口誘導灯の構造及び性能に関する基準」により、その品質の確保を図ることとし、誘導灯認定委員会において認定を行い、別添 2 の表示を付するとともに、誘導灯と標識灯を並列設置(標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。)する場合と合わせて、その設置、取扱い等についても、その基準を明確にすることとしたので、貴管下市町村に対し、この指示達のうえよろしくご指導願いたい。

記

第 1 表示複合形避難口誘導灯の設置に関する基準について

- 1 表示複合形避難口誘導灯の設置場所は、規則第 28 条の 3 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる場所に限るものとする。
- 2 表示複合形避難口誘導灯の設置場所の周囲には、誘導効果を阻害するおそれのある照明、看板等が設けられていないこと。

第 2 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置に関する基準について

- 1 標識灯を並列設置する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置場所は、規則第 28 条の 3 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる場所に限るものとする。
- 2 設置場所の周囲には、誘導効果を阻害するおそれのある照明、看板等が設けられていないこと。
- 3 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別とすること。

第 3 誘導灯と並列設置する標識灯の構造及び性能は、次によること。

- 1 誘導灯と標識灯とは、明確に区分されていること。
- 2 標識灯の外かくを形成する部分(表示面を除く。)は、金属その他の難燃性の材料で構成され、かつ、堅ろうであること。
- 3 標識灯標識板を収納する器具が誘導灯に接する辺の長さは、誘導灯の短辺の長さ以下であること。
- 4 標識灯の表示内容は、誘導効果を妨げないものであり、公共的シンボルマークとしてふさわしいものであること。
- 5 標識灯の地色及び輝度は、誘導灯表示板の誘目性、見え方を阻害しないように次の要件を満たすものであること。

(1) 標識灯標識板の地色は、別添 1 別図に示す緑及び紫みの赤から黄みの赤以外の色相のものであること。

(2) 標識灯表示板部分の平均輝度は、誘導灯表示板部分の平均輝度を超えないこと。

(3) 標識灯標識板の地色の色度は、色彩輝度計等の適当な計測器により透過光を測定した場合において、別添 1 別図に示す禁止する色度範囲とならないこと。

ただし、この場合において、標準色票等色度 x 、 y の明確な色票により比色してもよい。

別添 1 表示複合形避難口誘導灯の構造及び性能に関する基準

(趣旨)

第 1 この基準は、避難口誘導灯に避難誘導効果を阻害しない標識板(以下「標識板」という。)を付加し、一体化を図った表示複合形の避難誘導灯に係る構造及び性能に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 この基準において用いる用語の意義は、次によるものとする。

1 「表示複合形避難口誘導灯」とは、誘導灯表示板と標識板とが同一面上に区分されて並置されている避難口誘導灯をいう。

2 その他の用語の意義については、「誘導灯及び誘導標識の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 13 号)、「誘導灯の構造及び性能の細目基準について」(昭和 49 年消防安第 94 号)等(以下「誘導灯技術基準等」という。)によること。

(構造等)

第 3 構造、材料及び寸法並びに部品については、誘導灯技術基準等によるほか、次によるものとする。

1 構造は、次によること。

- (1) 器具は、誘導灯表示板と標識板を収納する一体構造であること。
- (2) 器具は、建造物に取り付けたとき各部に変形を生じないこと。
- (3) 誘導灯表示板と標識板とは、明確に区別されていること。
- (4) 誘導灯表示板の部分の内部と標識板の部分の内部とは、非透光性の材料で隔離されていること。
- (5) 誘導灯表示板と標識板との境界部分から、器具内臓ランプの著しい光漏れがないこと。
- (6) 標識板と誘導灯表示板が接する部分の長さは同一であること。

2 誘導灯表示板及び標識板は、次によること。

- (1) 誘導灯表示板は、中形及び大形とする。
- (2) 標識板の表示は、原則として誘導効果を助長するものであること。
- (3) 標識板の表示内容は、誘導灯表示板の誘目性、見え方を阻害しないものであること。
- (4) 標識板の地色は、別図に示す緑及び紫みの赤から黄みの赤以外の色相であること。

(性能等)

第 4 性能については、誘導灯技術基準等によるほか、次によるものとする。

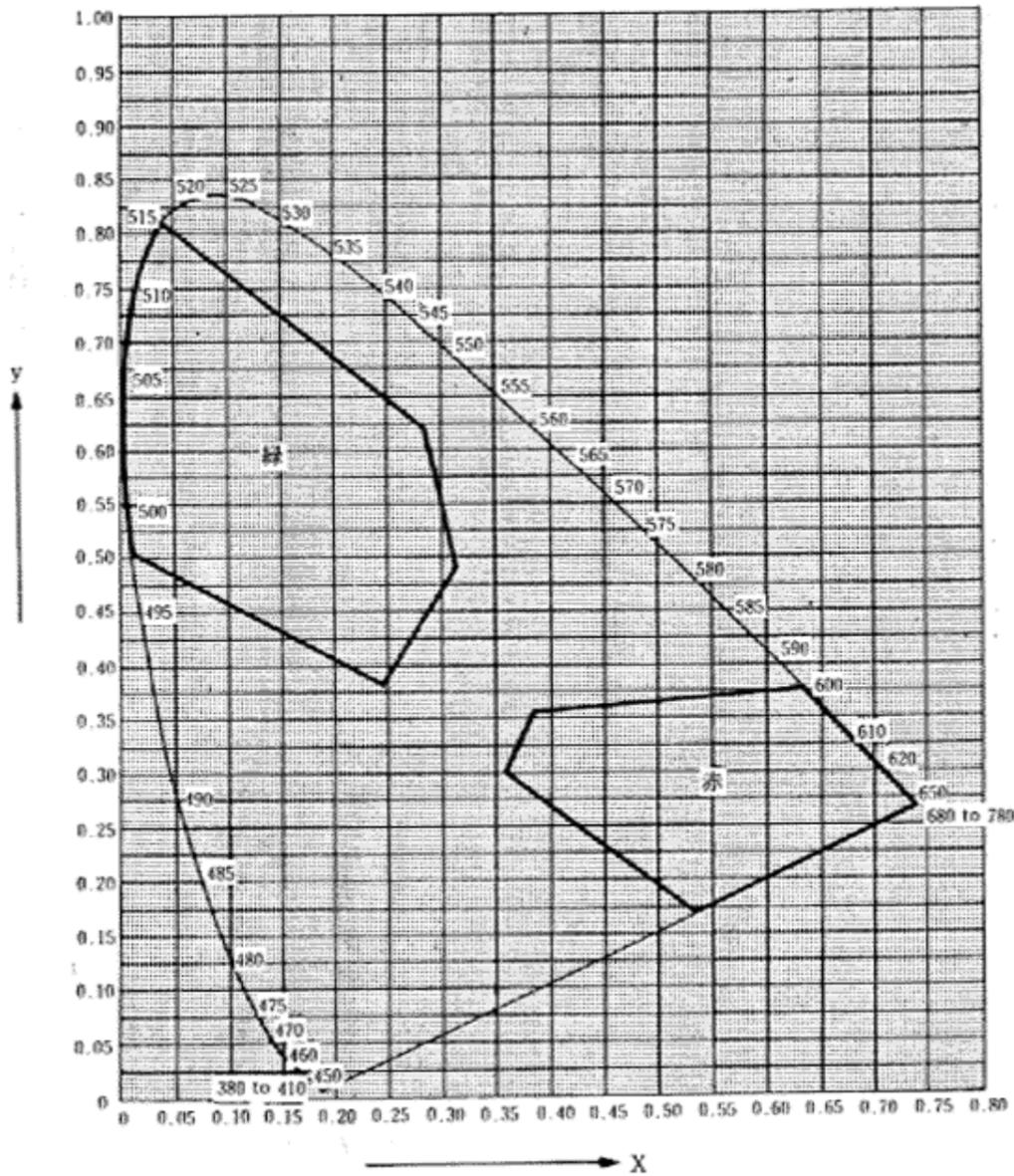
1 標識板部分の平均輝度は、誘導灯表示板部分の平均輝度を超えないこと。

2 標識板の地色の色度は、色彩輝度計等の適当な測定器により透過光を測定した場合において、別図に示す禁止する色度範囲とならないこと。

(表示)

第 5 表示については、誘導灯技術基準等によること。この場合において、常用点灯時の適合ランプの種別、大きさ(ワット)及び個数は、誘導灯表示板部分と標識板部分を区分して表示するものとする。

別図 標識板の地色に使用を禁止する色度範囲



備考1 x, yはJIS Z 8701 (XYZ表色系及び X_{10} , Y_{10} , Z_{10} 表色系による色の表示方法) によるXYZ表色系の色度座標を示す。
 2 太線で囲んだ区域の内側の範囲は、標識板の地色として使用しないこと。

別添2



備考1 材質は、ポリエステル又はポリプロピレンとする。
 2 色は、次のとおりとする。
 地色：銀色、文字及びシンボルの色：赤

参考 表示複合形避難口誘導灯の例

